

○下田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

昭和52年2月18日告示第1号

改正

昭和55年4月17日告示第23号
昭和57年3月13日告示第15号
平成7年9月4日告示第43号
平成26年6月6日告示第44号
平成30年12月28日告示第134号
令和7年12月12日告示第120号
令和8年3月31日告示第51号

下田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が市民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。以下同じ。）により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転事業を行う者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が当該各号に規定する法令の規定により移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条の規定により静岡県知事が指定した災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき、県条例第10条の規定により建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条の規定に基づき、静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域

2 この要綱において「移転事業」とは、危険住宅を除却し、安全な住宅（前項各号の区域外の住宅）へ移転する事業をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助の対象経費		1戸当たりの補助限度額。 ただし、補助の対象経費が限度額に満たない場合は、その額とする。
(1) 危険住宅の除却等に要する経費	除却費	「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9により算出した除却工事費を限度とする
	引越費用等	97万5千円
(2) 移転住宅建設等に要する資金を、銀行その他の金融機関から借り入れた場合における当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額	危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修	465万円
	移転先の土地の購入	206万円
	移転先の土地の盛土、切土、のり面補強等の敷地造成	60万8千円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者は、下田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 下田市がけ地近接危険住宅移転事業計画書(変更事業計画書)(様式第2号)
- (2) 危険住宅概要書(様式第3号)
- (3) 危険住宅の所有を証明することができる次のいずれかの書類の写し(危険住宅が借家の場合は、借家であることを証明する書類)
 - ア 家屋の登記事項証明書
 - イ 建築確認通知書
 - ウ 固定資産税名寄兼課税台帳
- (4) 危険住宅が所在する土地の登記事項証明書(危険住宅の敷地が借地の場合は、借地を証明する書類)
- (5) 危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合には、所有者の同意書(様

式第4号)及び当該同意書に係る印鑑登録証明書

(6) 跡地の管理に関する土地所有者の誓約書(様式第5号)及び当該誓約書に係る印鑑登録証明書

(7) 危険住宅の除却等の場合については、見積書の写し

(8) 危険住宅の状況を示す写真(2方向から撮影したもの各1枚以上)

(9) 金融機関の融資証明書の写し又はそれに代わる書類

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第6号。以下「決定通知」という。)を申請者に交付する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 危険住宅の移転を行った跡地については、事業の目的に沿った適正な管理をすること。

(2) 住宅建設等に要する資金を金融機関から借り入れた場合において、利子総額に減少があったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 移転事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

イ 移転事業の内容の変更をしようとする場合

ウ 移転事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(4) 移転事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数)以内に、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

(7) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の申請)

第6条 前条の規定による決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、前条第2項第3号ア及びイの規定により市長の承認を受けようとする場合は、下田市がけ地近接危険住宅移転事業計画書(変更事業計画書)変更承認申請書(様式第7号)にがけ地近接危険住宅移転事業計画書(変更事業計画書)(様式第2号)及び変更内容が

わかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、変更承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(事業の完了届)

第8条 交付決定者は、移転事業が完了したときは、下田市がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移転住宅の建築確認済証の写し
- (2) 移転住宅及び旧住宅跡地の写真(それぞれ2方向から撮影したもの各1枚以上)
- (3) 危険住宅の除却等に要した経費の領収書の写し又はこれに代わる書類
- (4) 移転住宅建設等に要した資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類
- (5) (3)、(4)の内容を反映した補助限度額計算書
- (6) 移転した新築住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、下田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた交付決定者は、下田市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第11号)により、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は前項の規定による請求を受けたときは当該請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の交付の取消し、停止又は返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 建築関係法令に違反して移転住宅を建築したとき。
- (3) 移転事業の完了が著しく遅れたとき。
- (4) 移転事業を中止したとき。
- (5) 規則及びこの要綱に基づく申請、報告等の内容に偽りがあったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の返還を決定したときは、その旨を交付決定者に通知する。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、市長の発する納入通知書により、その補助金を返納しなければならない。

(標識の設置)

第12条 市長は、危険住宅の移転事業が完了したときは、危険住宅の跡地に、標識(様式第12号)を設置することができる。

(補則)

第13条 この要綱の施工に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。